三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字女取四七地先（次の図に示す部分に限る。）、四七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月十九日　農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　兵庫県養父市畑字カマクラ一八四の一、字ダン山一八七、八九三、八九六、八九八、字鎌倉八八九、八九〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県三浦郡葉山町長柄字芳ケ久保六九一の五（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び葉山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二
一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区青根字下裾野二四五一の一七から二四五一の二二まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二
一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二
一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬名丸字中棚一五九一の六から一五九一の一〇まで
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二
一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年四月十九日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。
平成二十九年四月十九日
経済産業大臣　世耕　弘成
工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関
1　登録認証機関の名称　一般財団法人全国タイル検査・技術協会
2　登録更新年月日　平成二十八年三月六日
3　登録認証機関の所在地　岐阜県多治見市笠原町三九八六番地の九一
4　登録の区分　A（土木及び建築）
5　認証を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人全国タイル検査・技術協会
岐阜県多治見市笠原町三九八六番地の九一

○国土交通省告示第三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年四月十九日
国土交通大臣　石井　啓一
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
布木川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県三田市布木
字非相山　二八二番　一号及び八号から十三号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市山崎町神谷
字中所　一九八番　一号
一九九番　二号
二〇〇番　三号
字森谷　五番七　四号から七号まで
五番一〇　八号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ヲサメ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県養父市大屋町蔵垣
字家ノ中　九二七番一及び九二七番二
九二八番二
九二九番二